

三者調整会実施要領

(目的)

第1条 この調整会は、三者（発注者、施工者及び当該工事の設計者）が、設計意図・条件等の情報共有及び工事の施工に当たって発生する技術的諸問題の対応検討を行うことにより、工事の品質確保と円滑な工程管理を図っていくことを目的とする。

(構成員)

第2条 この調整会の構成員は、次表のとおりとする。

発注者	総括監督員（担当課長）・主任監督員・一般監督員 （場合によっては用地担当職員）等
施工者	現場代理人・主任技術者（監理技術者）等
設計者	管理技術者又は内容を熟知した者等

(調整会を設置する工事)

第3条 調整会を設置する工事は、県土整備部、農林水産部及び地域交流部所管発注工事で以下のいずれかの項目に該当する場合とする。

重要構造物（橋梁・トンネル・ダム・樋門等）を含む工事

大規模な仮設（仮栈橋・仮締切等）を含む工事

主たる工種に新技術や新工法を採用した工事

～ のほかで施工者が希望する工事で、かつ、発注者が必要性を認める工事

(開催の時期及び頻度)

第4条 この調整会の開催時期及び頻度は、次表のとおりとし、発注者の発議で開催する。

開催時期	着工前【必須】	技術的問題発生時【適時】
開催頻度	1回	その都度

施工者が調整会の開催を希望する場合は、発注者に書面で要請（協議）するものとする。

(調整事項)

第5条 この会での調整事項は次の事項等とする。

・着工前

- 1 設計意図の詳細な伝達
- 2 設計条件、設計時の不確定要素の確認
- 3 その他、施工に当たって技術的に留意すべき事項の確認

・技術的問題発生時

- 1 問題解決に向けた方策の検討

(開催及び調整後の費用)

第6条 この調整会開催における費用は、次表のとおり、原則、発注者が負担する。

ただし、当該工事の設計成果品に責あった場合は、設計者に対する費用負担はしない。

なお、森林整備課所管事業については、事業課との協議による。

施工者に対する費用	工事打合せに含まれるため計上しない
設計者に対する費用	○原則、委託業務(随意契約)として取り扱うこととする ○積算方法 ・打合せ：主任技師 0.5(人/回) 技師 A 0.5(人/回) を標準とする ・旅費交通費：調整会実施時点の勤務地から打合せ場所までの費用を、佐賀県職員等の旅費に関する条例に基づき計上する ・その他原価及び一般管理費：土木設計業務等積算基準に基づき計上する ・費目：測量及び試験費

・その他1：三者調整会で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要となる額を適宜計上する

・その他2：調整の結果、設計の見直しや数量の変更の取扱いについては、平成7年6月5日付企指第367号「変更設計書の作成における留意事項について」及び平成23年3月31日付建設技第840号「請負工事及び委託業務における設計変更の取扱要領」の改訂についてによる。

(特記仕様書への明記)

第7条 この調整会については特記仕様書に明記する。同じく設置が想定される設計業務特記仕様書にもその旨明記する。また、当初想定されず特記仕様書に明記されていない場合も発注者、施工者、設計者の合意により三者調整会を開催することが出来る。

(打合せ記録の整理)

第8条 三者調整会の結果は、発注者が打合せ簿に取りまとめ、設計者、施工者へ送付し、内容を確認した上で各自保管すること。

附則

この要領は、平成22年1月1日以降に「契約事務の事前承認伺が決裁された工事」に適用する。

附則

この要領は、平成26年4月1日以降の公告又は指名通知から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日以降の公告又は見積依頼から適用する。

特記仕様書記載例（三者調整会を設置する工事の場合）

第〇〇条 三者調整会について

本工事は、三者（発注者、施工者及び当該工事の設計者）が、設計意図・条件等の情報共有及び工事の施工に当たって発生する技術的諸問題の対応検討を行うことにより、工事の品質確保と円滑な工程管理を図っていくことを目的として、三者調整会実施要領に基づき、下記対象工事により調整会を設置する工事である。

対象工事

重要構造物（橋梁・トンネル・ダム・樋門等）を含む工事

大規模な仮設（仮栈橋・仮締切等）を含む工事

主たる工種に新技術や新工法を採用した工事

～ のほかで施工者が希望する工事で、かつ、発注者が必要性を認める工事

調整会の費用について

三者調整会実施要領第6条に定めるとおりとする。

特記仕様書記載例（三者調整会の設置が想定される設計業務の場合）

第 条（三者調整会）

当該業務成果を基に設計した工事において、「三者調整会実施要領」による三者調整会を設置する場合は、受注者は三者調整会実施要領に基づき参加すること